

資料編

改正 平成17年7月19日条例第46号 平成20年4月30日条例第42号
平成21年12月18日条例第65号 平成22年6月29日条例第32号

愛媛県森林環境税条例を次のように公布する。

愛媛県森林環境税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するために森林環境税を課するため、県民税の均等割の税率に關し、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(賦課徴収)

第2条 森林環境税は、次条の規定により個人の県民税の均等割の税率に加算し、及び第4条の規定により法人の県民税の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

一部改正〔平成20年条例42号〕

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成17年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に700円を加算した額とする。

一部改正〔平成21年条例65号〕

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。

一部改正〔平成20年条例42号・21年65号・22年32号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

一部改正〔平成17年条例46号〕

(経過措置)

2 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成16年愛媛県条例第26号)附則第8項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に200円」とする。

一部改正〔平成17年条例46号〕

3 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第3項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に100円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

4 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第5項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に300円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

附 則(平成17年7月19日条例第46号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。(後略)

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第6条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。

4 県は、平成18年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第16条を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第4項」とする。

5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。

6 県は、平成19年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在に

において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第16条を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第6項」とする。

附 則（平成20年4月30日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第65号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の愛媛県森林環境税条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、平成21年度分までの個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。
- 3 新条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度及び連結事業年度並びに同日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率について適用し、同日前に開始した事業年度及び連結事業年度並びに同日前の同号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月29日条例第32号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

愛媛県森林環境保全基金条例

平成16年12月24日
条例第50号

愛媛県森林環境保全基金条例を次のように公布する。

愛媛県森林環境保全基金条例

(設置)

第1条 水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策を推進するため、森林環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、愛媛県森林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号）の規定による森林環境税の収入額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除した額で一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費並びに基金の管理及び運営に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(愛媛県森林環境保全基金運営委員会)

第7条 第5条に規定する事業に関する事項その他基金に関する事項を調査審議させる等のため、愛媛県森林環境保全基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

愛媛県森林環境保全基金運営委員会委員名簿

任期 [平成27年 4月 1日
平成29年 3月31日

| 職種 | 現職 | 氏名 | 備考 |
|-------------|---------------------|--------|------|
| 福祉関係者 | 愛媛大学教育学部 教授 | アライ 倫子 | |
| 木材関係者 | 久万造林株式会社 代表取締役社長 | イヘ 健太郎 | |
| 林業関係者 | 愛媛県林業研究グループ連絡協議会 会長 | ウサミ 禎夫 | |
| 学識経験者 | 愛媛大学農学部 名誉教授 | エザキ 次夫 | 委員長 |
| 漁業関係者 | 愛媛県漁協女性部連合会 会長 | キダ ヒサ子 | 副委員長 |
| 消費者代表 | 愛媛県農山漁村生活研究協議会 監事 | コシ 千鶴子 | |
| 一般県民 | 公募 | コノダ 智佳 | |
| 森林ボランティア関係者 | えひめ森の案内人会会長 | カガミ 泰博 | |
| 企業関係者 | (一般社団法人)愛媛県建設業協会 常務 | セキヤ 慎吾 | |
| 環境教育関係者 | 愛媛県教育委員会委員 | セツ津 眞澄 | |

敬称略、五〇音順。

税制度の概要 (H27~31)

| 納める方式 | 県民税均等割上乘せ課税方式（法定普通税） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|------------|----------|---------|----------|-------|----------|---------|----------|-------------|----------|---------|----------|------------|----------|--------|----------|---------------|---------|--------|---------|------|---------|--------|---------|
| 納める人 | 県内に住所、事業所などがある個人・法人 (個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納める額 | <p><個人> 年額700円 給与所得者・65歳以上の公的年金受給者は、給与・年金から「天引き」して市町に納税します。事業所得者等は、市町から送られてくる納税通知書により納税します。</p> <p><法人> 県民税均等割標準税率の7%相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資本金等の金額の区分</th> <th style="width: 15%;">標準税率①</th> <th style="width: 15%;">森林環境税額②</th> <th style="width: 30%;">納税額(①+②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>56,000円</td> <td>856,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>37,800円</td> <td>577,800円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>9,100円</td> <td>139,100円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>3,500円</td> <td>53,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>20,000円</td> <td>1,400円</td> <td>21,400円</td> </tr> </tbody> </table> | 資本金等の金額の区分 | 標準税率① | 森林環境税額② | 納税額(①+②) | 50億円超 | 800,000円 | 56,000円 | 856,000円 | 10億円超50億円以下 | 540,000円 | 37,800円 | 577,800円 | 1億円超10億円以下 | 130,000円 | 9,100円 | 139,100円 | 1,000万円超1億円以下 | 50,000円 | 3,500円 | 53,500円 | 上記以外 | 20,000円 | 1,400円 | 21,400円 |
| 資本金等の金額の区分 | 標準税率① | 森林環境税額② | 納税額(①+②) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50億円超 | 800,000円 | 56,000円 | 856,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10億円超50億円以下 | 540,000円 | 37,800円 | 577,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1億円超10億円以下 | 130,000円 | 9,100円 | 139,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000万円超1億円以下 | 50,000円 | 3,500円 | 53,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記以外 | 20,000円 | 1,400円 | 21,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 納める方法 | <p>個人県民税は市町が給与所得者は特別徴収、事業所得者等は普通徴収、法人県民税は法人が県に申告納付します。</p> <div style="text-align: center;"> <p><個人の場合></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>給与所得者 (納税義務者)</p> <p>↓ 特別徴収 (天引き)</p> <p>雇用主 (特別徴収義務者)</p> <p>↓ 納入 (住民税)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>事業所得者等 (納税義務者)</p> <p>↓ 普通徴収 納付(住民税)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">市 町</p> <p style="text-align: center;">↓ 払込(個人県民税)</p> <div style="text-align: center;"> <p><法人の場合></p> <p>法人 (納税義務者)</p> <p>↓ 申告納付 (法人県民税)</p> <p style="text-align: center;">愛媛県</p> </div> </div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税収の管理 | 森林環境税は普通税として徴収しますが、その目的を明確にするため、基金に積み立て、基金運営委員会を設置することにより適正に管理します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施期間 | 実施期間は5年間とし、期間満了時に見直し・検討を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



愛媛県イメージアップ
キャラクターみきやん

お問い合わせ

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県庁
農林水産部森林局森林整備課保護緑化係
TEL 089-912-2597 FAX 089-912-2594

〒791-0212 東温市田窪743
森の交流センター
TEL 089-990-7017 FAX 089-990-7073
<http://www.pref.ehime.jp/h35900/6366/kouryucenter/index.html>



この紙には間伐材が使われています。